

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事から平成24年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

栃木県監査委員 渡 辺 渡
同 早 川 尚 秀
同 金 井 弘 行
同 鈴 木 誠 一

行第50号
平成26年3月10日

栃木県監査委員 渡 辺 渡 様
同 早 川 尚 秀 様
同 金 井 弘 行 様
同 鈴 木 誠 一 様

栃木県知事 福 田 富 一

平成24年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

農政部の補助金、負担金、交付金及び貸付金の財務に関する事務の執行等について

項 目	監 査 結 果	講 じ た 措 置
I 監査の結果		
1 補助金		
(1) 食と農の理解促進事業費補助金 ○ 実績報告書等の不正確な記載	農業振興公社の担当者の人件費の全額を対象としているのは適切でない。補助対象となる本事業に関わる全ての職員について職務に係る時間数などにより人件費を按分計算し、実績報告書等に記載すべきである。	監査結果を踏まえ、本事業に係る職員毎の業務割合に基づき按分表を作成し、これに応じて支出しており、実績報告書にも記載した。（農政課）
(2) アグリフードビジネス支援事業費 ○ 補助金の採択要件	採択要件の数値基準は、「売上高の増加」が主となっている。しかし、事業として継続していくには売上高のみでなく利益の絶対額や売上高利益率についても採択基準に加えることも検討すべきである。	利益率の向上または利益額の増加について、審査基準等に加えることとした。（農政課）
(3) 団体営農村振興総合整備事業費補助金	抽出した那須塩原市鍋掛地区の事業は、平成19年度から平成25年度までの7年度に及ぶ事業であるが、その間途中で	県の公共事業評価実施要領においては、事業期間が10年を経過した地区において、再評価を実施することとしてい

○ 事業途中における効果の検証	<p>効果の検証が全く行われていない。</p> <p>数年で政権が交代するなど、これだけ環境が変化している中で、7年度もの長期間に及ぶ事業を行うのであれば、その途中で一度効果を検証し、環境の変化も考慮した上で事業の再検討を行うべきである。</p>	<p>る。</p> <p>また、当該事業は、平成25年度で事業完了の予定であり、計画時の総事業費538,000千円に対し、現在の総事業費は539,100千円であり、事業費の変動は0.2%である。（農村振興課）</p>
(4) 都市農村交流施設活性化推進員設置費補助金	<p>活動費の中の機器類の使用料・賃借料は、公社全体の共通経費から按分算出しているが、計算の根拠が不明確。また、県の確認検査においても指摘しておらず、併せて不適切である。</p>	<p>監査結果を踏まえ、収支精算書に使用料・賃借料の按分計算表を添付させ、県の検査で確認を行っている。（農村振興課）</p>
○ 不適切な確認検査		
(5) 経営構造対策推進事業費補助金		
① 実績報告書等の不正確な記載	<p>本事業で公社担当者の人件費を全額対象としているものの、担当者は他の業務も担当しており、支出が適切でない。担当する全ての職務に係る時間割合により按分計算し、実績報告書等に記載すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、本事業に係る業務を記録するなど補助対象業務量を明確化し、これに応じて支出しており、実績報告書にも記載した。（農村振興課）</p>
② 関連性の希薄な支出	<p>公社の実施した事業の一部経費が本事業から支出されており不適切である。</p>	<p>不適切な支出については、補助金を返還させるとともに、適正な支出がなされるよう指導している。（農村振興課）</p>
③ 不適切な確認検査	<p>通信運搬費の電話代の支出に関する記載が不適切であり、また県の確認検査でも指摘しておらず、不適切である。</p>	<p>監査結果を踏まえ、月ごとに支出状況を確認記録させ、実態に沿った適正な支出を指導するとともに、県の検査において確認を行っている。（農村振興課）</p>
④ 点検評価の期限	<p>成果目標の達成に向けて行う点検評価については、期限を区切って点検評価を行い、場合によっては成果目標未達成でも見切りを付けることも必要ではないか。</p>	<p>事業計画時の目標が未達成な施設に対して、関係者間の連携をさらに密にし、早期に達成できるよう重点的に指導支援していく。</p> <p>期限については、対象施設の対応年数や改善推進体制の確立期間等を考慮しながら、関係者との協議を踏まえて適宜に設定していく。（農村振興課）</p>
(6) 美しい田園風景協働保全支援事業費補助金		
① 補助金の重複受給の可能性	<p>今年度の活動計画の中にあるイベントにつき、昨年度、環境森林部に対して包括外部監査を実施した際、同部からも当該団体の同じイベントに対して補助金が交付されていた。同じイベントが県の別の補助金の対象となっており、二重に補助金の対象となる可能性があるため十分に確認する必要がある。</p>	<p>同一イベントではあるが、農政部と環境森林部で補助金の目的が違っており、対象経費が異なる。今後とも、適正な事業の執行を行っていく。（農村振興課）</p>
② 補助金支出の必要性	<p>本補助金は1年度限り（1度だけ）であるが、今回抽出した団体では、前年度及び次年度とも、市からの補助金と団体</p>	<p>平成22年度に、「とちぎのふるさと田園風景百選」として県内102地区を認定した。これらの地域において、百年後に</p>

(7) 活力ある中山間地域づくり事業費補助金	<p>の資金のみで運営している。このような団体に対して、果たして1年度限りの補助金を交付する意味があるのか疑問である。</p>	<p>も誇れる田園風景として継承していくための地域活動のきっかけづくりとして、1年度限りの補助金を交付している。(農村振興課)</p>
① 同一フォーマットの見積書	<p>団体から機械購入の見積書を入手しているが、そのうち農協ともう一業者の見積書が全く同じフォーマットである。どのような経緯かは不明だが、極めて不自然である。</p>	<p>監査の結果を受けて、業者独自の見積書様式を使用するよう指導した。今後も県民の誤解を招くことのないよう適正な事業の執行を行っていく。(農村振興課)</p>
② 最終落札者からの融資	<p>最終落札者は農協であるが、その農協から機械購入資金の融資を受けている。農業者が農協から融資を受けることは一般的であり、また購入手続きが融資と別個に行われ、その結果として農協が落札したものであったとしても、購入資金の融資を前提に最終落札者を決定したという誤解を、納税者である県民から受ける可能性が残るものと思われる。</p>	<p>機械購入と融資とは全く別の手続きであり、これまでどおり県民の誤解を招くことのないよう適正な事業の執行を行っていく。(農村振興課)</p>
(8) 農業近代化資金利子補給金	<p>認定農業者育成確保資金の借入に対して、多額の農業所得(約9,500千円から12,900千円)を得ている就農者も利子補給及び利子助成の対象者とされている。国及び県の制度に則った施策であるとしても、一定の所得制限が設けられていないことに疑問を感じざるを得ない。国の施策の趣旨に反しない限りで所得制限を設けるべきである。</p>	<p>当該資金の創設趣旨が経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものであり、所得制限を設定することは適当ではないと考える。(経済流通課)</p>
○ 認定農業者の所得制限		
(9) 農業経営基盤強化資金利子助成補助金		
① 利子助成の必要性	<p>a社は、償還財源が潤沢にあり、自己資本及び現金預金の蓄積も十分あって財務的には経営改善は進んでいるものと考えられる。利子助成としての要件をクリアーしているとはいえ、償還財源が十分にあるこの様な優良企業にまで利子助成をする必要性に疑問を感じる。</p> <p>b社も、償還財源が潤沢にあり、自己資本も充実していると考えられる。b社は利子助成により、今後の支払利子負担も経営改善資金計画上は免除予定とされている。仮に利子負担を借入金の2%と予定しても今後のキャッシュフローで十分に賄えるくらいの収益力がある。a社と同じく、利子助成の必要性に疑問を感じる。</p>	<p>当該資金の創設趣旨が経営意欲と能力のある農業の担い手が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものであり、所得制限を設定することは適当ではないと考える。(経済流通課)</p>
② 経営改善資金	<p>c社について、経営改善資金計画の資</p>	<p>貸付主体である日本政策金融公庫が貸</p>

計画に対する疑問

金の使いみちとして飼料費、素雛代等支払いが掲げられているが、これは「家畜の購入・育成費」に該当するとされている。経営改善資金計画書の4「経営改善の視点」(2)「経営の改善を図るための事業内容」の④「経営改善のための計画の算出基礎」をみると、採卵鶏及び雛育成の二つについて実績と目標が記載されているが、どの項目も実績と同じ目標となっている。さらに(3)「計画が実行された場合に収益はどうか、融資返済は可能か」の利益計画表では、1年目から5年目まで毎期5,000千円を超える赤字となっている。返済財源についても、5年間で106,134千円の資金不足が予定されているが、この資金不足は、今回のスーパーL資金の借入金1億円と現金預金の残高7,732千円で充当されるので解消されるとしている。従って、今回の資金計画は、資金繰りの観点から見れば借入した資金をプールしておきそれを財源として返済計画を作成しており、いわゆる資金繰り償還計画ではないかという疑問が残る。

付実行後において、当該融資金が経営改善資金計画どおりに使途されたことを同社から提出された経営状況報告書により確認している。(経済流通課)

(10) 新たな農協経営体制強化促進事業費補助金

① 研修内容の理解度確認

農業簿記の基礎研修等が行われているが、受講者の理解度を確かめる確認テスト等が行われていない。本事業は、営農指導員の知識の涵養を目的とした補助対象事業である。補助金の有効性を高めるためにも、JA中央会は講義内容についての理解度を確認し、県はその報告を受けなければならない。

毎研修会終了後、アンケートを実施し項目ごとの理解度を集計し、講師へフィードバックする。

集計されたアンケート結果は、県に報告するものとする。(経済流通課)

② 営農指導員2級試験の不合格者への県の対応

営農指導員2級試験の合格率が1級試験に比べ低い。本補助金は、営農指導員として資格を取得し生産等の運営指導に役立つことに意義が有る。受講者は、県の補助金を使い執務時間内で研修を行っている自覚が必要である。JA中央会は不合格となった者について原因分析を行い、不合格者を出さないようにするための具体的な改善策を策定するとともに、県はそれらの報告を求めなければならない。

JA中央会において、試験合格率を向上させるための方策を検討し、その結果を県に報告することとした。(経済流通課)

(11) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金

○ 3社による見

本補助金の交付を受けた44事業のうち、35事業(約80%)が3社見積りによる事業計画を立てて復旧事業を実施しているが残り9事業については、3社見積りを行っていない。3社見積り合わせを

異常な天然現象により被災した施設の災害復旧を目的とする補助金であり、今後における執行時期等は不明であるが、次回の執行時においては、3社からの見積りを徴するよう補助事業者への指導を

積み合わせのない事業

行わない場合には、補助金対象となる査定事業費が1割減額となる。県は査定事業費の減額要件について各事業者の説明を行っており、災害復旧による緊急性があったために3社見積り合わせが行えなかった等の事情は理解できる。しかし、9事業についても3社見積もりを行い、少しでも復旧事業費を削減するよう検討すべきであった。

徹底する。（経済流通課）

(12) 農産物マーケティング推進事業費補助金

① 展示商談会の評価

展示商談会の来場者アンケート及び出展企業アンケートによると、満足度で「とても満足」と「満足」の割合合計が、それぞれ約75.5%、約79.6%でありおおむね好評であった。しかしアンケートの自由意見では、担当者がブースに不在であった、試食ができなかった、ダミー品展示などで詳しい説明が受けられなかった、混雑して歩きにくい、出店ブースが狭く展示に苦勞した、飲食関係のお客様が少なく感じた等の意見も見られた。

これまでもアンケートの意見を踏まえながら、展示商談会を実施してきたが、今後の商談会の開催においても、アンケートの意見を取り入れ改善しながら実施していくこととする。（経済流通課）

今後、展示商談会の開催にはこれらの意見を取り入れて実施することが望まれる。

② 日勤記録と執務記録の作成

補助金の対象となる事業の管理者（以下「管理者」という。）の行動予定表はパソコンの表計算ソフトで作成されているが、出勤簿やタイムレコーダー等の執務時間の記録、日報等日々の業務内容の記録簿の作成がされていない。また、県も管理者の業務記録の定期的な提出や報告を求めている。

管理者の執務記録について、平成25年度より、タイムレコーダーによる記録を実施しており、これらの記録について補助金検査等で確認していくこととした。また、業務記録簿については、県職員と同様に復命書等により確認することとした。（経済流通課）

管理者は、常勤者でありマーケティング協会は、管理者に関する日々の業務記録簿等を残して、県はそれらの内容を精査すべきである。その上で事業内容に見合う補助金であるかの検討を行うべきである。

(13) 卸売市場施設災害復旧事業費補助金

○ 設計業務の見積内訳の積算

外部委託した設計業務の見積内訳書では、直接人件費の内訳として業務の人員日数に「難易度」、「細分率」、「依頼度」が積算してある。その内容と算出根拠について県の担当者に説明を求めたが、明確でなかった。県は、「難易度」、「細分率」、「依頼度」等について細やかな確認検査を行うべきである。

外部委託した設計業務の見積内訳書内の直接人件費の内訳に記載のある「難易度」、「細分率」、「依頼度」について、内容及び算出根拠について再確認したところ、国の「官庁施設の設計業務等積算要領」に準じて行われており、適正であることを確認した。今後、当該事業の予定はないが、見積書の内容について、一層の精査に努める。（経済流通

(14) 食品流通等対策事業費補助金

① 就業規則の遵守と労務管理

社団法人栃木県食品産業協会（以下「食品産業協会」という。）には就業規則が定められており、出勤簿の作成、欠勤届、休暇願の作成や提出が義務付けられている。しかし、県OB職員も含めて職員全体がそれらの作成をしていない。労務管理の記録として唯一休暇承認簿が作成されているが、振替休暇がいつの分の振替休暇なのか等不明で、記載内容も不十分であった。

食品産業協会は、就業規則を順守し労務管理に関する諸記録簿やタイムレコーダー等による労働時間の記録と管理、諸届の履行をすべきである。県はOB職員について、それらの帳簿等定期的な閲覧検査をし、勤務状態や日常の業務内容を精査すべきである。さらに業務内容の報告と補助金はその内容に見合うかの検討を行うべきである。

② 有給休暇取得日数と定額給与

食品産業協会には有給休暇基準によると、年次休暇が年間20日以内、業務外の傷病は180日以内、夏期休暇が7月～9月の期間に6日間等と県職員の休暇基準とほぼ同一の規定になっている。休暇承認簿によると、県OB職員はこの規定に準拠して平成23年度中に傷病休暇を含めて32日間の休暇を取得している。1ヶ月の平均勤務日数が約20日程であり、年間休暇取得が約2ヶ月弱に相当する。

県OB職員は、労務規定の範囲で有給休暇取得をしており有給休暇基準への違反はないが、補助金の有効性を欠いている。県は、平成24年度OB報酬の基準月額を規定してそれに基づいて給与水準を定め、補助金を交付しているが、定額の月給ではなく勤務状態に応じた日給制を検討すべきである。

(15) 県産農産物等需要創出促進事業費補助金

○ 交通費の負担

産地視察交流会では、東京都と埼玉県の司厨士会の研修を兼ねて那須地区や下都賀地区へ産地視察を行っており、交通費（バス代）を司厨士会と半額ずつ負担し、現地視察に要する交通費負担を軽減している。

現状では、負担した交通費が、食材費よりも多額となっている。現地視察を行うには、首都圏から栃木まで交通費が必要となり、負担にも理解が出来るが、事

課)

食品産業協会の就業規則で定められている出勤簿、欠勤届、休暇承認簿について、適正に作成され管理されていることを確認し、必要に応じ指導することとした。

今後、当該事業に関わる労務管理については、随時、関係する記録簿等により確認するとともに、業務内容については、県職員と同様に復命書等により確認し、必要に応じて指導することとした。

（経済流通課）

県OB職員は県職員に準じた労務規定の範囲内で有給休暇を取得しており、現状の取扱いは妥当なものとする。

なお、当該事業の実施により成果が認められていることから、現時点では、日給制の導入は必要ないと考える。（経済流通課）

首都圏の有名ホテル・レストランシェフ等に栃木に来て現地視察及び意見交換をいただくために、首都圏から栃木県までの交通費について負担することは、事業目的を達成するために必要な経費であるため、継続していくこととする。（経済流通課）

<p>(16) 地域放射性物質分析事業費補助金</p>	<p>業経費は食材の購入代金に充てたほうがより効果が高いと思われる。今後、司厨士会に交通費を全額負担頂き、補助金は食材の購入代金に充てることも検討すべきである。</p>	<p>発出文書と文書番号整理簿を突合し、日付及び文書番号を確認した。今後は、適正に事務処理を行う。(経済流通課)</p>
<p>① 補助金決定通知書の起案文書(通知控)の日付等の欠落</p> <p>② サンプルの無償提供の記載</p>	<p>補助金交付決定通知書の起案文書(通知(控))について、決定の日付、書類番号の記載がなかった。県は書類の記載に必要な事項を網羅すべきである。</p> <p>補助金変更承認申請書の変更理由に「サンプル実施せず」との記載されているが、サンプルは無償提供を受け実施しているとのことであり、(事業そのものを)実施をしていないとの誤解を与える。県は事業主体に対して、サンプルについては無償提供を受けた旨の記載に改めるよう指導するとともに、記載内容について十分に精査すべきである。</p>	<p>記載内容については事業変更申請の段階で精査しており、遡って完結文書を修正することは適当でない。ただし、今後は記載内容に誤解を生じない表記の指導に努めていく。(経済流通課)</p>
<p>(17) 農地保有合理化促進対策費補助金</p> <p>○ 補助対象経費の振替</p>	<p>農業振興公社は一般業務費52,541千円のうち、農地保有合理化促進対策事業の対象経費として35,666千円を報告している。この一般業務費を補助事業対象経費に振り分けする資料を検証したところ、給与を全額補助対象経費としている嘱託職員の法定福利費を全額補助対象外経費にしていたり、振り分けする割合も職員により異なっており適切な振替が行われていなかった。一定の合理的な基準を用いて振り分けを実施すべきである。</p>	<p>平成24年度より、一般業務費の人件費分の振り分けについて、業務日誌で従事割合を算出することにより、一定の合理的な基準で実施している。(経営技術課)</p>
<p>(18) 農業者組織活動強化支援事業費補助金</p> <p>○ 補助金実績報告書と関連資料の金額相違</p>	<p>補助金実績報告書の収支決算書の人件費における給与費と懇談会の総会資料の収支決算書の給与費に相違があった。総会資料の収支決算書の給与費に誤りがあったとのことだが、本来一致する金額が相違するのは、報告書の信頼性を損なうことになるので、ミスが発生しない事務処理体制の確立が望まれる。</p>	<p>各役員及び事務局に対し、経理執行状況や報告書は複数のチェックを行うなど、適正な事務執行ができるよう指導している。(経営技術課)</p>
<p>(19) 園芸産地総合戦略支援事業費補助金</p> <p>① 事業実施状況報告書の未達</p>	<p>茂木町ニラ生産振興会施設管理部会の補助金交付要領では、監査の実施日現在(平成24年9月4日)で事業の実施状況報告書が芳賀農業振興事務所に備え置かれていなかった。同事務所は報告書を速やかに茂木町より入手し、備え置くべきである。</p>	<p>園芸産地総合戦略支援事業の実施要領では、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を翌年度の4月までに報告することになっている。</p> <p>当該事業については、指摘後、事務所から事業主体に督促し、報告書が提出さ</p>

② 補助金の有効性	<p>茂木町の農業振興を図るためには、栽培管理が容易で収益性の安定した園芸品目の導入や推進が必要である。高齢化が進み遊休農地の増加が課題となっている茂木町においては、周年出荷が可能で、栽培管理も比較的軽い労働作業である「にら」の栽培において、園芸産地収益力向上事業費補助金の活用は有効である。</p>	<p>れている。</p> <p>今後、要領に基づく適正な事務執行に努める。(生産振興課)</p> <p>園芸産地収益力向上事業費補助金は、収益力や競争力のある強い園芸産地育成を支援する事業であり、県内各地の気象条件や立地条件などの地域性も考慮した振興が必要と考えている。</p>
<p>(20) 水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金</p> <p>○ 資金調達の確認方法の改善</p>	<p>当該事業において、補助金以外の資金を自己資金で充てると計画しているが、自己資金の確認方法の記載がないなど、事業計画の妥当性を検証する状況となっていない。</p>	<p>今後の事業推進についても、当該補助金を活用しながら、地域の担い手等の条件も考慮しながら、地域振興の観点も含め、園芸生産の振興に努めていく。(生産振興課)</p> <p>平成25年度の事業実施計画の様式について、負担区分「その他」の内容を具体的に記載するよう変更するとともに、記載内容に基づき、妥当性の検証を徹底するよう指導した。</p> <p>今後は、計画する資金調達方法が、事業計画の実行性にどう影響するか内容確認を徹底するとともに、確認方法の改善に努めていく。</p>
<p>(21) 米麦改良事業費補助金</p> <p>○ 業務記録簿の作成と県の検査体制</p>	<p>補助金対象者の出勤簿やタイムレコーダー等の出勤管理録、日々の業務記録簿の作成がされていない。県は補助金対象者の勤務状態や日々の業務内容を精査すべきであり、その上で補助金に見合う事業内容であるかの検討を行うべきである。</p>	<p>なお、平成24年度の事業状況報告書より、その他の内容欄について、活用した資金内容を具体的に記載するよう訂正した。(生産振興課)</p> <p>平成24年度の事業状況報告書より、補助金対象者の日々の出勤時間や業務内容を記録した業務日誌を提出するよう、確認検査内容を訂正した。今後とも、業務内容の精査を徹底しながら、補助事業としての妥当性の検証に努めていく。(生産振興課)</p>
<p>(22) 青果物生産安定互助対策事業費補助金</p> <p>○ 必要となる資金造成の基準設定と適正額の造成</p>	<p>当該事業の資金造成の残額が近年増加傾向である。近年は資金造成に対する交付率が低い状況にあるため、過去の交付状況を考慮し基準を設ける必要がある。</p>	<p>資金造成の適正な基準設定については、県の方針を検討し、事業主体である関係団体に照会しており、今後、効率的な資金造成に向けて協議することとしている。(生産振興課)</p>
<p>(23) カワウ等食害防止総合対策事業費補助金</p> <p>① 経費明細書の未作成</p>	<p>本件補助金は、県が県漁連へ交付し、県漁連から県内の各漁協へ分配されている。鬼怒川漁協では、補助対象経費の明細一覧が作成されておらず、内容及び支出日等が領収書を閲覧しないと分からない状態であった。</p> <p>県漁連は、各漁協に対し経費明細一覧</p>	<p>県漁連に対し、各漁協に経費明細一覧の作成を指示するよう、指導した。この結果、平成24年度から、経費明細一覧が整備され、県で内容を確認している。(生産振興課)</p>

② 一律に支払われる委託費	<p>の作成を指導し、県は県漁連より報告を受けるべきである。</p> <p>各猟友会支部に対し、一律の駆除委託費（150千円）を支払っているが、配員延べ人数には支部間で約3倍強の開きがある。出動1回当たりの対価は493円～1,530円/人で、過大な経費が費やされているとは解されないが、透明性確保の観点から、今後、駆除の実効性に支障が生じない範囲において、委託費の支出根拠について検討する必要があると考える。</p>	<p>銃器の資格を持つ人員の確保が困難となっている中、猟友会各支部とも成果を挙げている。支部間で差はあるが、総じて低い対価となっていることから、各支部の協力を得られている現在の支払方式を維持していきたいと考えている。（生産振興課）</p>
(24) 優良種苗生産助成事業費補助金	<p>① 地代の改定</p> <p>県が県漁連に賃貸している水産試験場跡地には民有地が含まれており、県は県漁連が支払う民有地地代の約2分の1を補助金として交付している。地代は平成14年度以来据え置かれているが、地価は下落しており、契約更新の都度、近隣相場の地代を把握し、契約更新すべきである。</p>	<p>民有地の借地契約は3年ごとに更新しており、現契約の期限は平成26年3月末日となっている。期限までに県漁連が移転する予定であるので、現契約期限をもって地権者に借地を返還し、契約を更新しない予定である。（生産振興課）</p>
② 種苗生産施設の早期移転の検討	<p>借地を含む水産試験場跡地は、平成21年度に県漁連の種苗生産施設の移転地が下野市に決定するまで、移転候補地の一つとして検討されてきたため、改修等が行えなかった経緯はあるが、県は旧水産試験場跡地の処理方針を早期に決定するなどの対応により、県漁連の早期移転を促していくべきであった。</p>	<p>県漁連の種苗生産施設は今年度中に下野市に整備され、移転する予定である。（生産振興課）</p>
(25) 県産農産物の安全・安心PR事業費補助金 ○ イベントの一過性排除と重点的な実施	<p>補助金の目的は、県産農産物の安全・安心のPRであり、スーパーや百貨店で実施したイベントが一過性とならないよう手法の工夫が求められる。また、県産野菜の消費の多くが首都圏であることから、今後、首都圏での重点的な実施を検討すべきである。</p>	<p>平成25年度は年度当初に事業要望調査を行い、首都圏をはじめとする県外での安全安心キャンペーンを優先し、予算を配分した。また、実施に当たっては①県産農産物モニタリング結果の周知を確実に実施すること、②消費者に対するPR手法について創意工夫すること、③アンケート調査を実施し、消費者の意識を調査分析し、今後のPR方法について検証すること等について留意するよう指導した。</p> <p>今後も事業効果が最大限に発揮されるとともに、その内容を次回の取組につなげ、放射性物質に対する消費者の不安解消と県産農産物の消費拡大に努めていく。（生産振興課）</p>
(26) 稲わら等処理緊急対策事業費補助金 ○ 指名競争入札	<p>指名競争入札及び見積り合わせにおいて、落札率の大半が95%以上となっている。この事業は特別緊急事業という性格のためやむを得ない面もあり、積算が低</p>	<p>当該団体は県の基準に準じた設計・積算を行い、県の要領に沿って適正な入札、見積り合わせを実施してきた。このため、今後とも適正な入札事務が継続し</p>

及び見積み合わせの効果	額に設定されているためであると考えられるが、指名競争入札及び見積み合わせの効果十分に発揮されることが望まれる。	て行われるよう、当該団体に対し、確認・指導を行った。（畜産振興課）
(27) 畜産振興促進対策事業費補助金 ○ 補助金交付対象事業費の詳細な計算	補助金交付対象事業費の算定を詳細に行い、翌年度の予算に反映させるべきである。	詳細な算定を行うため、交付要領の一部改正により交付対象事務・事業を整理した。（畜産振興課）
(28) 草地畜産基盤整備事業費補助金 (i) 畜産担い手育成総合整備事業費補助金 ○ 事業推進事務費の適正な計算	事業を執行するに当たって必要な事務に要する経費として規定されている事業推進事務費について、事業推進事務費積算要領には、上限が10%と定められているだけであり、10%と規定しているわけではない。しかし、事業推進事務費を集計したとされる事業別収支試算表の累計額は事業費の10%に一致して、科目別にその内訳明細が計算されている。その計算過程を示す配賦集計表は作成されていなかった。事業推進事務費の正確な把握ができる体制の構築が早急に求められる。	当該団体が新たな配賦基準を設定し、それに基づく配賦集計表を作成した。 この基準に基づき、事業推進事務費の適正な執行及び積算に努めるよう指導した。（畜産振興課）
(ii) 畜産環境総合整備事業費補助金 ① 事業推進事務費の適正な計算 ② 指名競争入札の効果	上記、畜産担い手育成総合整備事業費補助金と同様、10%の事業推進事務費の根拠が求められる。事業推進事務費として要した費用を集計し、補助金の確定金額を算出すべきである。 当期分及び繰越分の請負工事について、執行台帳及び実施設計書を検討したところ設計金額に対する落札率が95%以上の工事が8割を超えており、大半が95%以上となっている。農業振興公社における設計額の積算は、公社独自の基準に則って行われ設計額が比較的安価になる傾向があるとしても、指名競争入札の効果十分に発揮されることが望まれる。	当該団体が新たな配賦基準を設定し、それに基づく配賦集計表を作成した。 この基準に基づき、事業推進事務費の適正な執行及び積算に努めるよう指導した。（畜産振興課） 当該団体は県の基準に準じた設計・積算を行い、県の要領に沿って適正な入札、見積み合わせを実施してきた。このため、今後とも適正な入札事務が継続して行われるよう、当該団体に対し、確認・指導を行った。（畜産振興課）
(29) 県単農業農村整備事業費補助金 ○ 随意契約の場合の契約金額の妥当性	事業費のうち、測量設計は県土連が随意契約により実施している。土地改良区の内規では50万円以下の契約では随意契約が認められているが、今回はこの額を超えているケースがある。土地改良区等の会計細則に規定されている随意契約と	土地改良区に対する指導方針を検討中。（農地整備課）

	<p>することができる場合に該当するのであれば、根拠とする条項とその理由を伺いに記載すべきであり、該当しないのであれば、入札により業者を決定すべきである。また、土地改良区では他社から見積書を徴するなど契約金額の妥当性の検証をしていない。随意契約の場合には2以上の者から見積書入手し、契約金額の妥当性を検討すべきである。なお、2以上の者から見積書を徴する必要があると認められないのであれば、合理的な理由を伺いに記載すべきである。</p>	
<p>(30) 農業経営高度化支援事業費補助金 ○ 農作業受委託契約書の写しの添付漏れ</p>	<p>農作業受委託により集約されたとしている農地の中に、農作業受委託契約書の写しを添付していないものがあった。荒川南部土地改良区は農作業受委託契約書の写しを添付する必要がある。</p>	<p>農作業受委託契約書の写しを添付済み。(農地整備課)</p>
<p>(31) 基盤整備促進事業費(農業用排水)補助金 ○ 随意契約の場合の契約金額の妥当性</p>	<p>事業費のうち、測量設計は県土連が随意契約により実施している。土地改良区の内規では50万円以下の契約では随意契約が認められているが、今回はこの額を超えているケースがある。土地改良区等の会計細則に規定されている随意契約とすることができる場合に該当するのであれば、根拠とする条項とその理由を伺いに記載すべきであり、該当しないのであれば、入札により業者を決定すべきである。また、土地改良区では他社から見積書を徴するなど契約金額の妥当性の検証をしていない。随意契約の場合には2以上の者から見積書入手し、契約金額の妥当性を検討すべきである。なお、2以上の者から見積書を徴する必要があると認められないのであれば、合理的な理由を伺いに記載すべきである。</p>	<p>土地改良区に対する指導方針を検討中。(農地整備課)</p>
<p>(32) 基盤整備促進事業費(農道)補助金 ① 農地の買収単価</p>	<p>小山市は、国及び県から補助金を受けて農道整備のための用地買収を行っているが、その購入単価は4,690円～4,950円/㎡であった。用地買収の対象農地は市街化調整区域の農業振興地域内の農用地であり、農地としての通常取引では1,000円/㎡以下で取引されている。買収単価は通常の約5倍であり、著しく高い。これに対して、買収後に農道となるので農地法5条許可を前提にした価格のため、当該買収単価は適正であるという見方も</p>	<p>事業において用地買収を行う場合は、引き続き、近傍類地の取引価格を基準として、土地価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するよう、事業実施主体を指導していく。(農地整備課)</p>

<p>② 土地評価調書の未作成</p>	<p>ある。当該農道は場所柄、一般の第三者の通行はあまり見込めず、専ら農地の所有者の通行及び農作業の便益のためのものである。農地所有者の便益を図るため農道を整備し、更に通常より高い価格で農地を買収することになれば、農地所有者に二重の便益を与えることになる。</p> <p>農道整備等、専ら農地所有者の便益を図るための農地の買収価格は農地としての通常の取引価格が妥当なのか、あるいは農地法5条許可を前提にした価格が妥当なのかを検討する必要がある。</p> <p>上記の買収後に農道となる農地は、完成後に市道認定される予定である。また、農地法5条許可を前提にした買収であれば、土地評価調書の作成が必要であり、これに基づき用地買収が行われるべきであった。しかし、小山市は鑑定評価書を手したのみで土地評価調書の作成を行っていない。県は確認検査時に土地評価調書が作成され、適切に用地買収の手続が実施されたことを確認すべきであった。</p>	<p>事業において用地買収を行っている場合は、確認検査において、用地買収単価の設定手続を漏れなく確認するよう、会議、事務指導等の機会を捉えて注意を喚起していく。（農地整備課）</p>
<p>(33) 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金 ○ 随意契約の場合の契約金額の妥当性</p>	<p>事業費のうち、測量設計は県土連が随意契約により実施している。土地改良区の内規では50万円以下の契約では随意契約が認められているが、今回はこの額を超えているケースがある。土地改良区等の会計細則に規定されている随意契約とすることができる場合に該当するのであれば、根拠とする条項とその理由を伺いに記載すべきであり、該当しないのであれば、入札により業者を決定すべきである。また、土地改良区では他社から見積書を徴するなど契約金額の妥当性の検証をしていない。随意契約の場合には2以上の者から見積書入手し、契約金額の妥当性を検討すべきである。なお、2以上の者から見積書を徴する必要があると認められないのであれば、合理的な理由を伺いに記載すべきである。</p>	<p>土地改良区に対する指導方針を検討中。（農地整備課）</p>
<p>(34) 土地改良負担金総合償還対策事業費補助金 ① 確認検査の不備</p>	<p>県土連が平成24年2月に某土地改良区から入手した調査票の償還額と助成額の算出表の償還額には差異が生じていた。従って、交付すべき補助金の額が誤っている可能性がある。</p> <p>県は、補助金が県土連から各土地改良</p>	<p>土地改良区に交付すべき補助金の額が誤っていたことを確認し、過誤分を県土連から返還させた。また、他の土地改良区等への過年度の交付額についても調査の実施を求めた。</p> <p>県土連が行うチェック体制について</p>

② 繰上償還の有無の確認方法	<p>区や市町に対し適切に支出されているかという点から検査しているが、県土連が行っている繰上償還の有無に関するチェック体制についても精査すべきであった。</p> <p>繰上償還の有無の確認方法は、各土地改良区等が作成する調査票に替えて金融機関から入手する借入金の残高証明書を提出させる方法が確実で望ましい。</p>	<p>は、平成25年度交付申請書の確認時から改めさせた。（農地整備課）</p> <p>各土地改良区等に金融機関が発行した償還年次表（交付申請時）及び送付された払込案内の写し（実績報告時）を提出させ、確認を行うこととした。（農地整備課）</p>
(35) 県土連、土地改良区及び土地改良区連合	<p>県の財政状態が厳しい昨今、交付先の財政状態を加味した補助金の交付基準が必要と考える。</p>	<p>補助事業については、事業遂行に必要な経費のみを対象としており、交付先の財政状態を勘案して補助金の交付を決定しているものではない。</p> <p>これまで支出した補助金は、交付目的どおり適正に執行されていることを確認しており、今後も事業の必要性に鑑み交付していく。（農地整備課）</p>
① 県土連の財政状態及び県土連への補助金交付の妥当性	<p>県の財政状態が厳しい昨今、土地改良区等の財政状態を加味した補助金の交付基準が必要と考える。</p>	<p>補助事業については、事業遂行に必要な経費のみを対象としており、交付先の財政状態を勘案して補助金の交付を決定しているものではない。</p> <p>これまで支出した補助金は、交付目的どおり適正に執行されていることを確認しており、今後も事業の必要性に鑑み交付していく。（農地整備課）</p>
② 土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）の財政状態及び補助金交付の妥当性	<p>国及び県は土地改良区等に複式簿記の採用を促しているが、県内の土地改良区等は全て単式簿記を採用している。速やかに複式簿記を採用し適正な決算が行える体制に移行することが望ましい。</p> <p>また、財政状態が良好な土地改良区等は各種積立金（基金）を計上しているが、その計上基準が不明確なものが散見された。このような積立金（基金）は何らかの合理的な計上基準をもって積み立てるべきで、収支を均衡させるために計上する積立金は不適切な会計処理といえる。</p>	<p>土地改良区においては、単式簿記方式による会計処理を行うことが認められているところであるが、複式簿記方式の導入により、積立基準が明確化できるなど、土地改良区の財政状況等を的確に把握する効果が期待できることから、県内の土地改良区に対し、平成25年10月に複式簿記導入に関するアンケート調査を行ったところであり、その結果をもとに指導を実施する。（農地整備課）</p>
③ 土地改良区等の会計	<p>各土地改良区等は複数の特別会計を有している。特に合併をした土地改良区等は合併前の各土地改良区をそのまま特別会計としていることが散見された。そのような状況では改良区全体の収支の状況が判然としない。不必要な特別会計は廃止し、一般会計に統合することが必要である。</p>	

④ 施設台帳（維持管理計画書）の適切な管理	農業用施設の新設及び改修等があった場合には、土地改良区は施設台帳（維持管理計画書）への記載を行う必要があるが、施設台帳の更新がされていなかった。施設台帳を各土地改良区で作成管理し、適時に更新すべきである。	土地改良区に対し、施設台帳を現状に一致させるため不断の修正を行うとともに適時に更新するよう、土地改良区検査において引き続き指導していく。（農地整備課）
2 負担金		
(1) とちぎ花フェスタ開催事業費負担金	とちぎ花フェスタは、毎年2月中旬から下旬にかけての開催で、県内のイベント等が少ない時期であり花の普及促進と生産振興への期待が大きい。今後は、より知名度を高める努力が求められる。	開催市町と連携して、花フェスタの情報を今まで以上に発信するとともに、ホームページの充実を図っていく。（生産振興課）
○ とちぎ花フェスタの知名度を高める努力		
(2) 関東東海花の展覧会開催事業費負担金	展覧会でのより多くの受賞は、本県花きの知名度を高め、生産意欲向上にもつながる。展覧会に向け、より多くの花きの出展及び受賞努力が求められる。	生産者団体が開催する検討会等とおとして、展覧会への参加を呼びかけるとともに、品質向上のための品評会や立毛共進会を開催する。（生産振興課）
○ 展覧会での県産花きの受賞と受賞努力		
3 交付金		
(1) 就農施設等資金県貸付金取扱事務交付金	就農施設等資金県貸付金取扱事務交付金交付要領（以下「交付金交付要領」という。）では、附則で平成19年1月1日以降の貸付から適用するとされているため、平成18年12月31日以前の貸付にはこの交付金交付要領は適用対象外になると考えるべきであるが、交付金交付要領は制定日が平成19年10月24日であることから、空白期間が生じないよう遡及して適用されることを確認した文言であり、平成18年以前の貸付を除外する趣旨ではないと解することが出来る。	当該交付要領の制定時における附則の記載誤りであり、平成25年1月24日付けで「平成19年1月1日から始まる事業期間から適用」と改定した。（経済流通課）
○ 県貸付金取扱事務交付金交付要領の内容と附則の表記の不一致	今後、交付金交付要領の「附則」を「平成19年1月1日から始まる事業期間から適用」に改定し、実質的な制度の内容と規定の表記とを一致させておくべきである。	
4 貸付金		
(1) 農業改良資金		
① 債権管理報告書の正確な作成	延滞額は、債権管理報告書に翌年度以降の収入見込額及び収入済額と共に記載されて県の財政課に報告されている。上記表の延滞額のうち、青年農業者等育成確保資金の延滞額5,380千円以外の各延滞額は収入済の実績額を大幅に超えた金額が報告年度の収入見込額とされている。更に、債権管理報告書の「翌年度繰越し後の収入見込額」欄への記載について、翌年度以降収入、見込収入なし及びその他に区分されていない。収入見込額	債権管理報告書には、延滞者個々の実態を十分に把握し、実態に応じた収入見込額を計上するよう努めた。（経済流通課）

② 借受者の所得状況の把握	<p>を推計するのは難しい面もあるが、できるだけ正確に見込んで債権管理報告書に記載するべきである。</p>	<p>新たな延滞が発生した場合等においては、所得状況を把握し、適正な債権管理・回収を進めるためにも決算書等の提出を求めるよう、平成25年3月に「栃木県農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」を策定した。（経済流通課）</p>
③ 栃木県農業改良資金貸付規則の厳格な適用	<p>貸付規則の第8条第1項第3号では償還金の支払いを怠り、又は正当な理由がなくて貸付の条件に違反したときには、借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき一時償還を命ずることができる旨規定されている。</p> <p>しかし、現状は借受者に延滞が発生しても、直ちに一時償還を命じていることはない。農業に従事しているが経営が不振のため長期にわたり延滞の状況が続いている。</p>	<p>平成25年3月に策定した「栃木県農業改良資金貸付金債権管理マニュアル」に則り、適正かつ効率的な債権管理、回収に努めている。（経済流通課）</p>
④ 借受者の決算書等の提出	<p>民間金融機関からの融資を受けた場合には、延滞発生後3ヶ月で破綻懸念先、6ヶ月以上で実質破綻先に債務者区分され、実質破綻先はその後の返済状況に応じ債権回収の手続が取られることになっている。もちろん、連帯保証人に対しても保証債務の履行が求められ、厳格に実行されているのが現状である。</p>	<p>県では融資機関と連携して借受者の経営状況を把握するよう努めており、必要に応じ決算書等の提出を求め、借受者の経営改善計画の達成状況の把握に努めるとともに、適宜適切な指導を行っていく。（経済流通課）</p>
(2)(i) 就農施設等資金の貸付金 ○ 決算書等の提出及びモニタリング	<p>従って、貸付規則を厳格に適用して貸付資金の回収を図るべきである。</p> <p>貸付規則の第8条第1項第4号では自己の経営について農業簿記等による適正な経営管理又は税務申告を行っていない場合には、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部につき一時償還を命ずることができることと規定されている。今後、延滞者だけでなく全ての農業改良資金の借受者に対して、決算書等の提出を求めるべきである。</p> <p>就農施設等資金は、融資機関を介して貸出されているが農業振興事務所も融資機関と連携して適宜適切な指導を行うことが求められているので、農業振興事務所においても定期的に決算書等を求めて事業計画の達成状況の把握（モニタリング）を行う必要がある。</p>	<p>県では融資機関と連携して借受者の経営状況を把握するよう努めており、必要に応じ決算書等の提出を求め、借受者の就農計画の達成状況の把握に努めるとともに、適宜適切な指導を行っていく。（経済流通課）</p>

(2) (ii) 農業振興公社の貸付金

① 資金別貸付残高実績の正確な記載

農業振興公社では、貸付状況の総括表とその内訳としての資金別貸付残高実績を作成しているが、両者の平成23年度期末の貸付残額に相違があった。その理由として、資金別貸付残高実績の青年の研修資金及び準備資金の前年度からの繰越額等が違っていたためであったが、詳細確認後両者の残高は一致した。今後は正確な記載が求められる。

今後、正確な記載を行うとともに、内部チェック体制を強化する。(経済流通課)

② 主管課の管理

農業振興公社は、毎年度就農支援資金貸付業務実績報告書及び附属書類を主管課に報告しチェックを受けているはずである。しかし、一致するべき金額が相違していた。事業の実施状況を正確に把握するためには、正確な記載内容の実績報告書等が必要でありそのためにも提出された関係資料のチェックは必要である。主管課は提出された実績報告書等の内容を十分に確認すべきである。

提出された関係資料の確認には万全を期す。(経済流通課)

③ 違約金の把握

延滞額に対する違約金の実績額は元本返済の都度把握しているが、毎年度末の違約金額を把握していない。違約金額は、毎年度末に必ず把握するべきである。

年度末時点において違約金の残高を集計した。(経済流通課)

④ 栃木県青年農業者等育成センター就農支援資金貸付業務要綱の厳格な適用

農業振興公社の就農研修資金及び就農準備資金の平成23年度期末残高は48,329千円あり、そのうち14人の貸付残高7,843千円に延滞額が6,543千円ある。延滞理由は様々であるが、実際に延滞が発生してもすぐには貸付業務要綱を適用して一時償還を延滞者に求めないでいるという実状は理解できるが、離農・再起不能と認められる者及び償還期限が経過している者に対しては、貸付業務要綱を厳格に適用して貸付金の回収と共に違約金の徴収を図るべきである。

延滞者については再度、連絡・通知を行った。このうち離農した1名から一時償還された。引き続き、連絡・通知・訪問を行い償還を求める。(経済流通課)

⑤ 決算書等の提出及びモニタリング

農業振興公社の就農研修資金及び就農準備資金についても、定期的に決算書等を求めて事業計画の達成状況の把握(モニタリング)を行う必要がある。

借入者の事業計画達成状況の把握のため、モニタリングを行うための実施計画を作成した。毎年3者のモニタリング調査を行い事業計画の達成状況の把握とともに計画達成のための指導を実施する。(経済流通課)

⑥ 就農支援資金貸付の意義

就農支援資金の貸付実績の年度毎の推移をみると、平成16年度を境に急速に減少してきている。大きな要因は金利の低下であろうということが指摘できる。金利の低下に伴い就農支援資金でなくても就農準備や研修のための資金はある程度

本県で実施している就農相談において、就農希望者の相談件数は年々増加している。相談の増加に伴い新規就農者も増加している。このような状況であることから、就農支援資金を活用する就農希望者が増えることが予想できる。引き続き

	<p>用意できることが伺える。一方、貸付けを大幅に超える償還により貸付残高が減少傾向となっている。このような実態からみると、相談者に対し就農支援資金の活用を促すことが必要と思われるが、同時に就農支援資金貸付のあり方についても検討する時期に来ているのではないかと思われる。</p>	<p>き、就農希望者への資金活用のPRを行い、利用促進に努める。（経済流通課）</p>
<p>II 「とちぎ未来開拓プログラム」との関連</p>		
<p>1 個別の検討</p>		
<p>(1) とちぎ“食と農”ふれあいフェア実行委員会負担金</p>	<p>同一の事業に対して二つの課（農政課、農村振興課）が関わり、それぞれ負担金が交付されていることは、効率性の観点から見直すべき。</p>	<p>食育を県民に幅広く浸透させるため、食と農の総合的な祭典である「とちぎ“食と農”ふれあいフェア」において「食育フェア」を同時開催することとしており、各々の目的に沿った企画内容を展開することとなるため、それぞれの課（農政課、農村振興課）で予算の計上を行い、負担金として支出している。（農村振興課）</p>
<p>(2) 水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金</p>	<p>平成21年度プログラム検討予算に対し、平成23年度予算が増額しており、見直しの内容に反しているため、増額の合理的な根拠が求められる。</p>	<p>対象者の限定や要件の厳格化を図るなど、費用対効果を一層高めるため、平成22、23年度に抜本的な見直しを行った。また、プログラム検討当初は、単位事業の一つであったが、平成23年度からスタートした「とちぎ農業成長プラン」では、重点戦略として「水田経営とちぎモデルの推進」が位置づけられたこともあり、農政部全体の見直しの中で、本県農業の効果的な振興を推進するための戦略の一つとして、重点的に実施することとなった。（生産振興課）</p>
<p>(3) 栃木県農業会議補助金</p>	<p>平成21年度プログラム検討予算34,419千円、実績33,167千円に対して、見直しの内容は、補助対象経費を見直し現行どおり継続としているが、平成23年度実績は、33,238千円と71千円増加で見直しの効果が出ている。見直しの補助対象経費は、職員人件費であり、補助対象経費を見直すのであれば、補助対象者の人員配置等について検討を行い、基本的な考え方にある補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方の見直しを再考する必要がある。</p>	<p>次年度の予算要求に向け、補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方を検証し、補助対象経費の見直しが必要となる場合には補助対象者の人員配置等についても見直しを行っている。（農政課）</p>
<p>(4) 就農支援資金貸付事業特別会計繰出金</p>	<p>平成23年度就農支援資金貸付事業特別会計の実績は貸付額より回収額の方が11,418千円多いが、平成22年度及び平成21年度は貸付の方が多かった。平成21年度プログラム検討予算額に就農支援資金</p>	<p>今後とも当該資金の借入需要と貸付原資となる国からの借入金の状況等を的確に把握し、貸付と回収のバランスのとれた特別会計事業の運営を図っていく。（経済流通課）</p>

	<p>貸付事業特別会計繰出金として31,000千円計上されているのはこのためと考えられるが、貸出と回収のバランスが見込めるのであれば予算の削減は可能と考えられる。</p>	
<p>2 その他具体的な取組</p>		
<p>(1) 「歳入の確保」の「出資金・貸付金の見直し」の主な取組</p>	<p>①「歳入の確保」の「出資金・貸付金の見直し」の中で主な取組として、以下の項目が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融情勢その他の経済情勢の変化に迅速に対応しながら、貸付事業の実績を踏まえ、新規貸付の中止等見直しを実施します。 ・滞納債権については増加傾向にあるため、県民負担の公平性確保の観点からも、法的措置を含めた厳格な措置を講ずるなど、適切な債権確保に努めます。 ・無利子貸付金については、有利子化を検討します。 ・県の関係団体に対する出資金・貸付金については、必要性等について改めて検討します。 <p>これらの取組については貸付金の項で指摘した事項と関連するものであり、今後真剣に見直すべきである。</p>	<p>今後とも社会・経済情勢の変化や国の動向等を見据えながら貸付内容の見直し等について適切に対応するとともに、適正かつ効率的な債権確保に努めていく。(経済流通課)</p>
<p>(2) 「行政経費の削減」の「事務事業の見直し」の基本的な考え方</p>	<p>補助金等の見直し、補助率の変更、貸付金の改廃、関係団体への補助金等の見直し及び無利子貸付金の有利子化を取入れて今後適切な補助行政を行うべきである。</p>	<p>補助行政については、これまでも適切に行ってきたが、今後も民間との役割分担を徹底し県の役割の明確化を図る。また、補助事業の実施に当たっては、費用対効果を徹底的に検証していく。(農政課)</p>
<p>(3) 繰越金等内部留保のある関係団体への補助金</p>	<p>プログラムの中で繰越金等内部留保のある関係団体への補助金は当分の間休止するとしているが、実際には継続されている補助金もある。</p> <p>補助金交付の妥当性について、プログラムの視点からも検討する必要がある。</p>	<p>補助事業については、事業遂行に必要な経費のみを対象としている。</p> <p>今後も補助事業の目的等を踏まえ、事業効果発現の最大化を目指していく。(農地整備課)</p>
<p>III おわりに</p>		
<p>1 補助金等の現状</p>	<p>①法令や条例等の改廃に応じた見直しを行い、その必要性や効果について検討する必要がある。</p> <p>②国庫補助事業に県が単独で上乗せしている補助金は削減を前提とした制度改正を行う必要がある。</p> <p>③補助金の見直しとともに公益法人等のあり方も検討する必要がある。</p>	<p>①既設の補助金については、法令や条例等の改廃に応じた見直しを行い、徹底した整理合理化を図っていく。</p> <p>②国庫補助事業に係る県費上乗せ補助金については、国、県、市町村、各種団体等との役割分担や社会経済情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行っていく。</p> <p>③公益法人等に対し助成しているものについては、公益法人等の統廃合を含め、組織体制等のあり方を見直すとともに、自主財源の充実強化、経営の効率化、事</p>

<p>2 補助金等の有効性の測定</p>	<p>④公益法人等に対し定額助成しているが、公益法人等の個別事業の内容に則した補助の必要性を検討する必要がある。</p> <p>⑤各種行事の開催に対し、毎年助成しているものは補助金額の妥当性や効果について検証を行う必要がある。</p> <p>平成11年度の包括外部監査において、補助事業の効果測定について指摘されたが、10年以上経過しているにもかかわらず、効果測定の具体的な基準が設定されていない。県の補助制度全体に関係するため、他部局も含めた検討が求められる。</p>	<p>業の見直しを図っていく。</p> <p>④公益法人等の公益事業を促進するため助成するものについては、事業毎の優先順位や費用対効果等を十分に検証し、真に必要な事業に限定して助成する。</p> <p>⑤各種行事の開催に対して助成するものについては、関係団体等と十分に調整を図り、所要経費を精査のうえ経費節減に努め、適正額を助成する。（農政課）</p> <p>補助金については、ソフト事業、ハード事業、さらに国庫事業、県単事業と多種多岐にわたり、補助金には、性質上、効果測定が困難なものもある。それらの補助制度全体に統一基準を設けることは困難である。</p> <p>なお、県単補助金については、未来開拓プログラムにより、全ての補助金について終期の設定を行うとともに、達成目標を明確化したところである。また、予算編成過程においても、補助事業の必要性について事業の実績や効果を踏まえ、毎年見直しを行っている。（農政課）</p>
----------------------	---	---